

環境課

東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案に対する区長意見について
〔（仮称）赤坂二・六丁目地区開発計画〕

1 総 論

- (1) 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- (2) 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。

2 各 論

(1) 工事計画について

- 「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」（以下「区要綱」という。）の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- 解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。
また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講じるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。
- 建設作業実施届出など必要な事前届出をするとともに、十分な近隣説明を行ってください。
- 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫してください。
また、工事車両の通行が想定されている特別区道第871号線、第1041号線及び第869号線は道路が狭隘であることから、通行する車両については、徐行を含めた交通安全の徹底を図るとともに沿道住民等への丁寧な説明に努めてください。

(2) 防災対策について

- 事務所、ホテル、劇場等の様々な機能を持つ複合施設であるほか、大規模超高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者等のための一時滞留場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画としてください。

(3) 交通について

- ・ 本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について、予測評価を分かり易く記載してください。
- ・ 竣工後の関係車両の通行については、特別区道第871号線、第1041号線及び第869号線の走行も想定されていますが、道路が狭隘であることから、自動車利用者に対する交通安全の徹底を図る取組を実施してください。
- ・ 周辺の交通渋滞と放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートを設置してください。

(4) 風環境について

- ・ 敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるとともに、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実に行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、低層部分を設けるなど総合的に検討し、さらに工夫してください。
- ・ 防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続きを踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ・ 工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。

(5) 資源、エネルギー、地球環境

- ・ エネルギーを利用する機器については高効率なものを探用してください。
- ・ 建物周囲の公開空地等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確保する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。
- ・ みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。